

タニカ電器販売株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 6月 1日 ～ 令和 8年 5月 31日までの 5年間

2. 内容

<目標1>

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。

(対策)

- 令和 3年 6月～ 制度内容について、従業員に周知する。
- 令和 3年 7月～ 相談窓口を設置する。

<目標2>

産前産後休業や育児休業、雇用保険の育児休業給付金や社会保険の育児休業中の社会保険料免除などの諸制度の周知や情報提供を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境を目指す。

(対策)

- 令和 3年 6月～ 制度内容を文書等の通知により従業員に周知する。
- 令和 3年 7月～ 相談窓口を設置する。

<目標3>

男性従業員に対し育児休業への理解を深め、積極的に育児に参加できる体制を整える。

(対策)

- 令和 3年 6月～ 制度内容を文書等の通知により従業員に周知する。
- 令和 3年 7月～ 相談窓口を設置する。